

2 様 式

区分 【 メータ設置 ・ 先行 】

受付番号	ファイル番号
—	— —

集合住宅等	設置場所					
	申込者名			指定工事業者		
	検針方法	平型個別・遠隔個別・一個全体		建物名称		
	種類	ファミリー・単身	分譲・賃貸	オートロック	有 (解除方法:) ・ 無	

(企業団処理欄)

受付番号 (先行のみ)	部屋番号 (先行は住所)	メータ口径 (先行は口径)	出庫理由	出庫年月日	※メータ番号	備考
—	親メータ	mm	仮給水完了	・ ・		
—	共用栓	mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		
—		mm		・ ・		

※既設のメータを設置する場合は、メータ番号欄に『既設』と記入すること。

受付番号 (先行のみ)	部屋番号 (先行は住所)	メータ口径 (先行は口径)	(企業団処理欄)			
			出庫理由	出庫年月日	※メータ番号	備考
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		
—		mm		. .		

※既設のメータを設置する場合は、メータ番号欄に『既設』と記入すること。

様式第2号

給 水 使 用 目 的 届

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

給水申込みにあたり、水道を _____ の目的で使用するので提出
します。

また、これに伴い下記事項について承諾します。

記

- 1 使用目的を変更し、屋内の給水工事を行う場合は、企業団指定工事業者に施工させ、給水条例等に基づく届出をします。
なお、建築物等を建築し、給水するように変更した場合の届出には、当該建築物の建築承認通知書を必ず添付します。
- 2 使用水量のお知らせを置く場所が無い場合は、メータボックス内に置くことを承諾します。
- 3 企業団が水不足、事故等により給水制限、給水停止を行うこと、又はこれらのために損害が生じることがあっても、一切の異議申し立ては致しません。

設置場所 _____

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

土 地 使 用 承 諾 書

給水装置設置のための私有地使用について下記のとおり土地所有者の承諾を得ましたのでお届けします。

なお、土地使用について紛争が生じたときは、私が責任をもって解決し、給水装置所有者又は使用者に移動が生じたときは、私が本承諾書の内容を継承させます。

記

年 月 日

承 諾 書

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

様

土地所有者

住 所

氏 名

印

私の所有する土地について次のとおり承諾します。

- (1) 給水装置工事申込者が後記表示の土地を使用することを承諾する。
ただし、使用目的は、給水装置の設置に限る。
- (2) 修理、布設替えその他給水装置の維持管理に必要とする作業をさまたげない。
- (3) 土地所有権に移動があるときには、私が本承諾を継承させる。

所在

地目 道路、その他()

※ 署名は必ず本人が自署して下さい。

※ 添付資料

- ①土地の公図の写し ②登記簿の写し

愛知中部水道企業団企業長 殿

年 月 日

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

印

水道管布設のための私有地使用について下記のとおり土地所有者の承諾を得ましたのでお届けします。

なお、土地使用について紛争が生じたときは、私が責任をもって解決します。

土 地 使 用 承 諾 書

水道管を布設するにあたり下記のとおり承諾します。

記

- 1 水道管が存続する期間、企業団に対して所有地の無償占用及び維持管理のための使用を承諾します。
- 2 水道管布設後、水道管の維持管理に支障となるような行為はしません。
- 3 水道管布設後、私道の維持管理は、私道土地所有者が行います。
- 4 土地所有権に移動があるときは、私が本承諾を継承させます。
- 5 公道に移譲移管される所有地についても、事前承諾します。

年 月 日

水道管の設置場所地番	土地所有者		
	住 所	氏 名	印

※ 署名は必ず本人が自署して下さい。

※ 添付資料

開発行為許可書写し ①土地の公図の写し ②登記簿の写し ③土地利用計画図の写し

受付番号	—
------	---

一 個 給 水 誓 約 書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

電 話 ()

下記の場所に建築する集合住宅等は企業団貸与のメータ1個のみで全体給水します。
そのため発生する水道料金等のトラブルについては、当方で一切解決し企業団に迷惑を
かけないことを誓約します。

なお、今後、各戸メータに改造する場合は企業団の指示に従い、私の費用により給水装置
基準に適合するように施工します。また、給水装置所有者に移動が生じたときは、私が本誓
約書の内容を継承させます。

記

設 置 場 所	
建物の名称	
建物の内容	住居 戸 店舗その他 戸 合計 戸
備 考	

(注)「建物の名称」は仮称の場合は「仮称」と記してください。

給水装置の管理人設置（変更）届

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

給水装置所有者

住 所

氏 名

愛知中部水道企業団給水条例第14条に基づき管理人を選定しましたので、下記の通り届出します。

なお、管理人に変更が生じた場合は変更の届出をします。

記

1. 設 置 場 所

2. 建 物 名 称

3. 管 理 人

〒 —

住 所

氏 名

電話

4. 変更前管理人

〒 —

住 所

氏 名

電話

既設給水装置使用申請書

(井水ポンプ配管)

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

下記の条件を遵守しますので既設給水装置の使用を承認して下さい。

記

1. 既設給水装置（井水ポンプ配管）の異状又は破損に伴う漏水等については、一切当方の責任において処置し、企業団にはご迷惑をお掛け致しません。
2. 企業団から既設給水装置の取替え等改善指示を受けたときは、当方の費用負担において直ちに指示どおり施工します。

工 事 種 別	新 設	改 造
使 用 場 所		
使 用 材 料 等		

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

井水設備併用承認申請書

下記条件を守りますので井水設備を併用することについて特別の承認をお願いします。

記

1. 給水装置と井水設備とは、いかなる方法であっても接続共用しないこと。
2. 前項に違反したときは、直ちに企業団の指示どおりに改善し、その間の企業団の停止処分その他の処置に異義を申し立てないこと。
3. 井水設備の支障により上水道に切り替えるときは、企業団へ所要の手続をとること。

装置場所 _____

受 水 槽 誓 約 書

このたび下記の給水装置工事申込をしましたところ、受水槽の設置について指導を受けましたが、現状では設置出来かねますので、承認して下さい。

なお、今後において、不可抗力及び水道工事、その他緊急やむを得ない事由により給水制限、停止、又は断減水されることについて、営業中の有無にかかわらず一切の異義の申立てをしないことを誓約するとともに、不都合が生じた場合は、私の責において受水槽の設置を致します。

また、所有権者等に移動が生じた場合についても、私が責任をもって本条件を継承させます。

愛知中部水道企業団企業長 殿

年 月 日

所有者 住 所
氏 名

使用者 住 所
氏 名

⑩

設置場所 _____

各個メータ設置申請及び設置条件承諾書（受水槽給水用）

- 1 この度、給水装置工事申込を行うにあたり、受水槽以下に { 遠隔指示メータ / 直読平型メータ } を別記のとおり設置しますので設置承認をお願いいたします。
- 2 個別メータの設置承認を申請した受水槽以下装置（以下「この装置」という。）の維持管理及び水質に関する責任は一切所有者又は使用者が負うとともに必要の都度、定期又は随時に点検を行い、メータの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され、又は漏れることのないよう努めます。
 なお、この装置において漏水が発生した場合、その漏水により企業団に与えた損害は、所有者又は使用者が負担します。
- 3 この装置は、次の条件に適合する構造とし、かつ「集合住宅等における各個検針・各個徴収に関する取扱い」を遵守する等全て企業団の指示を履行いたしますので、完了検査合格後において、「各個検針・各個徴収に関する特別契約（受水槽給水用）」の締結の申出の際は、よろしくお取り計らいください。
 なお、契約が締結された以降においても企業団の指示を遵守致します。
 <条 件>
- ◆ 給水形態
 自然流下又は加圧式給水構造のものであり、かつ、井水、その他の水と混用しないものであること。
 - ◆ 配管構造
 - ① 停滞空気の発生しないものであること。
 - ② 衝撃防止のための措置を行ったものであること。
 - ③ 逆流防止のための措置を行ったものであること。
 - ④ 凍結防止のための措置を行ったものであること。
 - ⑤ 各個メータの取付点における圧力は、原則として静水圧 4 kgf/cm²{0.392Mpa} 以下とするための措置を行ったものであること。
 - ◆ メータ設置環境
 - ① メータ損傷の危険がなく、メータが水平に取り付けられ、かつ、指針が直接読み取れる構造であること。
 - ② メータの設置、点検及び取替作業が容易に行えるものとし、各戸メータの並び順は統一し、容易に識別できるようプラスチック製識別札を付けること。
 - ③ メータ前後には、企業団が指定する開閉防止型ボール式止水栓、逆止弁及び甲止水栓を設置すること。
 - ④ 凍結防止の措置を講じたものであること。
 - ⑤ 遠隔指示メータとした場合、集中検針盤は安全で容易に検針できる場所に設置し、雨がかからないこと。
- 4 この装置に対し、企業団が必要と認めたときは、構造及び使用材料などの調査を行うことを承諾します。
 また、調査により指示された事項は、指定期限内に履行します。
- 5 この装置の設置工事は、企業団指定工事業者に施工させます。
- 6 上記事項の条件について、取扱い上なお必要な事項については、愛知中部水道企業団給水条例、同施行規則及び給水装置工事設計・施行基準の例にならって施行します。
- 7 上記事項の条件を使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、一切企業団に迷惑をかけません。
- 8 この装置の維持管理及び企業団に対する連絡などの事項を処理するために給水条例第 14 条の規定に基づき

管理人を選定し、届け出ます。また、給水条例第 17 条の規定に基づき届出内容に変更があったときも届け出ます。

- 9 この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付のものであることを了知させるとともに直ちに所有者の変更を企業団に届け出ます。

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

申 込 者 (給水装置所有者)		住 所 氏 名									
設 置 場 所											
各個メータ設置種別		新規 ・ 改造 (増 ・ 減 ・ 遠隔 — 平型)				住宅種別		分譲 ・ 賃貸			
各個メータ 口径・個数	住宅用	口径		13 mm	20 mm	mm	共用	13 mm	20 mm	mm	
		個数		個	個	個		個	個	個	
		※ 料金個数 (改造前の個数)		()	()	()		()	()	()	
		設置個数 (改造前の個数)		個	個	個		個	個	個	
				()	()	()		()	()	()	
方 式		直読平型 ・ 遠隔指示		遠隔装置メーカー名： 検針盤型式：							
受 水 槽		m ³		高置水槽		m ³					
受水槽以下装置 所 有 者		住 所 氏 名									
給水装置所有者		住 所 氏 名									
管 理 人		住 所 氏 名 ⑩									
指 定 工 事 業 者								備 考			

※ 料金個数は記入しないで下さい。

企業 団 記 入	受付番号	—
	旧受付番号	—
(*改造の場合に記入のこと)		

各個メータ設置申請及び設置条件承諾書
(直結直圧又は直結加圧給水の遠隔メータ用)

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

- この度、給水装置工事申込を行うにあたり、各戸に遠隔指示メータ（私設）を別記のとおり設置しますので、設置承認をお願いいたします。
- 親メータを越えた後の給水装置の維持管理、漏水等の修繕については、全て所有者又は使用者の責任において行うものとし、これに要する一切の費用も所有者又は使用者の負担とします。
- 個別メータの設置にあたっては、企業団が定めた次の条件に適合する構造としますので、完了検査合格後において、「各個検針・各個徴収に関する特別契約(直結直圧又は直結加圧の遠隔メータ用)」の締結の申出の際は、よろしくお取り計らいください。

なお、契約が締結された以降においても企業団の指示を遵守致します。

<条 件>

◆ 給水形態

自然流下又は加圧式給水構造のものであり、かつ、井水、その他の水と混用しないものであること。

◆ 配管構造

- 停滞空気の発生しないものであること。
- 衝撃防止のための措置を行ったものであること。
- 逆流防止のための措置を行ったものであること。
- 凍結防止のための措置を行ったものであること。
- 各個メータの取付点における圧力は、原則として静水圧 4 kgf/cm²{0.392Mpa} 以下とするための措置を行ったものであること。

◆ 遠隔メータ設置環境

- メータ損傷の危険がなく、メータが水平に取り付けられ、かつ、指針が直接読み取れる構造であること。
- メータの設置、点検及び取替作業が容易に行えるものとし、各戸メータの並び順は統一し、容易に識別できるようプラスチック製識別札を付けること。
- メータ前後には、企業団が指定する開閉防止型ボール式止水栓、逆止弁及び甲止水栓を設置すること。
- 凍結防止の措置を講じたものであること。
- 遠隔指示メータとした場合、集中検針盤は安全で容易に検針できる場所に設置し、雨がかからないこと。

- この各個メータ設置工事は、愛知中部水道企業団給水条例、同施行規則、給水装置工事設計・施行基準その他関係規定に基づき、企業団指定工事業者に施工させます。
- この承諾書の内容については、申込者（給水装置所有者）である私が、使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、一切企業団に迷惑をかけません。
- この給水装置の維持管理及び企業団に対する連絡などの事項を処理するために給水条例第 14 条の規定に基づき管理人を選定し、届け出ます。また、給水条例第 17 条の規定に基づき届出内容に変更があったときも届け出ます。
- 給水装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの承諾書の内容を継承させるとともに、直ちに所有者の変更を企業団に届け出ます。

記

申 込 者 (給水装置所有者)		住 所 氏 名								
設 置 場 所										
各個メータ設置種別		新規 ・ 改造 (増 ・ 減 ・ 平型 → 遠隔)			住宅種別		分譲 ・ 賃貸			
給 水 方 式		直結直圧給水		直結加圧給水		併 用				
各個メータ 口径・個数	住宅用	口径	13 mm	20 mm	mm	共 用	13 mm	20 mm	mm	
		設置個数 (改造前の個数)	個 ()	個 ()	個 ()		個 ()	個 ()	個 ()	
方 式		遠隔指示メータ		遠隔装置メーカー名： 検針盤型式：						
管 理 人		住 所 氏 名 Ⓜ								
指 定 工 事 業 者							備 考			

企業 団 記 入	受付番号	—
	旧受付番号	—
(*改造の場合に記入のこと)		

先行工事念書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

住所

申込者（給水装置所有者）

氏名

先行工事を申し込むにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 給水装置は、私の責任において維持管理及び破損時の修繕を行います。
- 2 メータボックス等私所有の構造物についても、私の責任と費用をもって、維持管理及び破損時の修繕を行います。
- 3 将来、建物等を建築する際、企業団の検針業務、修繕等を行うにあたり支障をきたす場合、本先行取出管が企業団の基準に不適合となる場合又は本先行取出管が不要となる場合は、企業団の指示に従い改修工事、撤去工事等を行うとともに、それらに要する一切の費用を私の責任において、土地所有者等権限者に実費で行わせることを誓約致します。
- 4 工事完了後、公道に埋設された配水管及び付属施設（給水装置部分は除く。）は、すべて企業団に移管し、その維持管理をお願いします。
- 5 土地所有者等権限者に移動が生じた場合についても、本誓約内容を継承させます。

設置場所 _____

（個人用）

先行工事念書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

住所

申込者（給水装置所有者）

氏名

先行工事を申し込むにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 給水装置は、私の責任において維持管理及び破損時の修繕を行います。
- 2 メータボックス等私所有の構造物についても、私の責任と費用をもって、維持管理及び破損時の修繕を行います。
- 3 将来、建物等を建築する際、企業団の検針業務、修繕等を行うにあたり支障をきたす場合、本先行取出管が企業団の基準に不適合となる場合又は本先行取出管が不要となる場合は、企業団の指示に従い改修工事、撤去工事等を行うとともに、それらに要する一切の費用を私の責任において、土地所有者等権限者に実費で行わせることを誓約致します。
- 4 工事完了後、公道に埋設された配水管及び付属施設（給水装置部分は除く。）は、すべて企業団に移管し、その維持管理をお願いします。
- 5 土地所有者等権限者に移動が生じた場合についても、本誓約内容を継承させます。

設置場所 _____

取出箇所数 _____ 件

(開発・共同用)

配水管布設工事申込書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

下記のとおり、配水管の布設を申し込みますから工事を施行して下さい。
なお、これに必要な費用は、全額当方で負担します。

記

1 工 事 場 所

2 竣工希望年月日 年 月 日

3 添 付 書 類 位置図・平面図・開発許可及び申請書の写し・その他必要な書類

(備 考)

開発許可以外にも許可又は承諾等を必要とする工事の場合は、その許可証又は承諾書等の原本又は写しを添付すること。

受付番号	—	～	—
------	---	---	---

給水工事〔完了 仮完了 仮給水〕届

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者名
住 所

氏 名

下記のとおり、お届けします。

記

1	工 事 種 別	新設 改造 移設 仮設 撤去 舗装先行
2	設 置 場 所	(部屋番号)
3	申 込 者 氏 名	
4	〔完了・仮完了・仮給水〕日	年 月 日
※5	工 事 未 完 了 箇 所	① 屋内配管 ② 舗装復旧 ③ 撤去工事
6	舗 装 復 旧 施 工 者	① 上水道 ② 下水道 ③ ガス ④ その他 ()
7	主 任 技 術 者	
8	建設廃材の処理(該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 仮置 <input type="checkbox"/> 処理 (マニフェストのコピーを添付すること) <input type="checkbox"/> 廃材無し
9	残留塩素確認	確認年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10	道路占用・道路使用の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 道路占用許可番号
		道路使用許可番号
		許可を得ている工事期間 年 月 日 ～ 年 月 日
	備 考	

※5 = 「仮完了、仮給水」の場合のみ記入。該当は全て○を付けること
(ただし、②は舗装依頼済の場合を除く)。

◆ 仮設の「完了」は、必ず舗装復旧後又は復旧依頼してから届出すること。

委託先記入	着手時の	
	入金確認者	

道路占用・使用許可取得依頼書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

住 所
指定工事業者
氏 名

下記の給水装置工事にかかる施工準備がすべて整いましたので道路（占用・使用）許可を取得してください。

なお、許可後には工事期間及び許可条件を厳守し、速やかに工事を施工します。

記


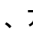
工 事 種 別	新 設	改 造	移 設	仮 設	先 行	撤 去
給水申込場所						
給水申込者氏名						
申請道路種別	国 道	県 道	市町道	公共用物	区画整理内	
公道工事予定日	年 月 日 ~			年 月 日		
現場責任者氏名						
備 考						

(注) 占用・使用取得には概ね市町道は、14 開庁日、国県道は、4 週間の期間を要します。

給水工事管理図

【設計図・完了図】

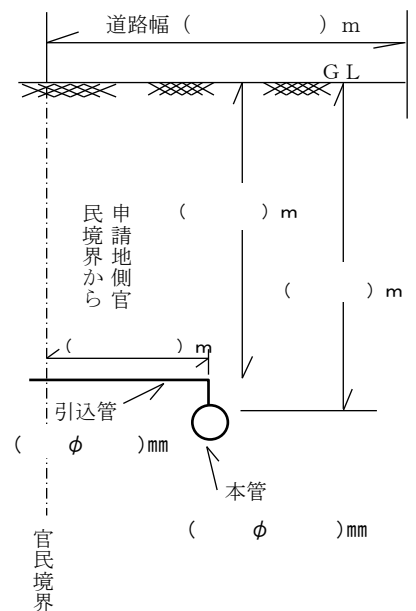
受付番号		ファイル番号		指定工事業者名	
-		-			
給水装置設置場所				申込者氏名	
市町			番地		
既設引込管：有・無		撤去工事：有・無		占用・使用申請：要・不要	
舗装復旧：要・不要					
道路種別		交通規制		舗装タイプ	
道路復旧形態					
・市町道 ・公物 ・県道 ・国道 ・その他 ()		・片側閉鎖 ・歩道閉鎖 ・通行止		誘導員 有()人 無	
・県() ・A() ・L() ・歩道() ・Co() ・G() ・その他()		・全面 ・半断面 ・影響部分 ・なし			
既設埋設物		・無し ・有り(ガス・NTT・下水・その他) ・立会い=			

◆公道部分全体平面・オフセット図 Free (*完了図には既設埋設物も記入のこと。なお、書ききれないときは、右上に記入のこと)
 (*受水槽：、ブースターポンプ：がある場合は、記入のこと)



◆位置図 ゼンリンP - -

◆断面・オフセット図
 (完了図には既設埋設物も記入のこと)



大口径メータ出庫願い書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者 住 所
氏 名

下記の事項を遵守しますので、大口径メータを事前出庫して下さい。

記

- 1 設 置 場 所
- 2 申 込 者 氏 名
- 3 口 径 mm
- 4 占 用 工 事 期 間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 公 道 工 事 日 年 月 日までに施工します
- 6 完 了 届 提 出 日 年 月 日までに提出します
- 7 検 査 内 容 1 本給水 2 仮給水 3 仮完了（移設・撤去）

※検査合格後でなければ開栓しないので留意すること

課 長	補佐・主査	係

受付番号	—
ファイル番号	— —

給 水 装 置 工 事 検 査 表

給 水 装 置 工 事 検 査 表				令書発行確認印	
設置場所				申込業者名	
申込者氏名				公道業者名	
工事種別		新設・改造・移設・仮設・先行・撤去・その他			
工事区分		給水承認・特別承認・設計審査		メータ番号	
検 査 項 目		仮完了 仮給水	検 査 項 目		完 了 本完了
写 真 検 査	工事着手前	良・否	写 真 検 査	工事着手前	良・否
	保安設備状況	良・否		保安設備状況	良・否
	配水管、給水管位置状況	良・否		配水管、給水管位置状況	良・否
	埋め戻し状況	良・否		埋め戻し状況	良・否
	管表示テープの状況	良・否		管表示テープの状況	良・否
	道路部の仮復旧状況	良・否		道路部の仮復旧状況	良・否
	メータBOX据付状況	良・否		メータBOX据付状況	良・否
	取出し表示杭	良・否		取出し表示杭	良・否
	水出し状況	良・否		水出し状況	良・否
	残留塩素確認	良・否		残留塩素確認	良・否
道路部の本復旧状況	良・否	道路部の本復旧状況	良・否		
図 書 検 査	給水工事完了図との整合性	良・否	図 書 検 査	完了書類審査	良・否
	完了書類審査	良・否		屋内検査報告書	良・否
	舗装復旧依頼報告書	有・無		舗装復旧依頼報告書	有・無
指 示 事 項			現 地 検 査	メータBOX据付状況	良・否
				取出し表示杭	良・否
				道路部の復旧状況(表層部)	良・否
				給水工事完了図との整合性	良・否
				受水槽設置状況	良・否
検査日					
検査種別	仮完了・仮給水		完了・本完了		再検査
検査結果	合格・不合格		合格・不合格		合格
検査員					

受付番号 — — —

屋 内 検 査 報 告 書

（ 給 水 装 置 工 事 ）

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者

工事担当者

下記のとおり屋内検査をしましたので報告します。

記

設 置 場 所		
申 込 者 氏 名		
検 査 項 目	検 査 内 容	はい いいえ(理由及び状況)
使 用 材 料	水道用 JIS 規格品、JWWA 規格品等国の規格品で施工	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (別紙のとおり)
埋設位置・口径	承認図面どおり施工	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (別紙のとおり)
埋 設 深 度	埋設配管が規定の深さどおり施工	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (別紙のとおり)
管 防 護 措 置	防寒、防食及び支持金具等の設置	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (別紙のとおり)
水 圧 試 験	1. 7 5 Mpa で 1 分間の水圧試験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (別紙のとおり)
通 水 確 認	戸 建 て	屋内給水機器等からの通水確認 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (備考欄に記入)
	集 合 住 宅	各戸別の屋内給水機器等からの通水確認 <input type="checkbox"/> (別添検査表のとおり) <input type="checkbox"/> =(企業団へ依頼)
受 水 槽	承認どおり設置(容量・施錠・BT・防虫網・6面確認)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (別紙のとおり)
クロスコネクション	誤接続がないことを確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (別紙のとおり)
備 考		
<p>上記のとおり屋内検査を 年 月 日に行い、完了したことを報告します。 なお、万一、工事内容の相違または不適合があった場合、当社が責任をもって処理いたします。</p> <p style="text-align: right;">主任技術者</p>		

※検査項目の記入は、必ず主任技術者が行うこと

給水工事提出書類確認票

該当欄にレを記入

必要提出書類	様式No.	要・不要	申 込	完 了	仮給水 仮完了	本完了
給水装置工事申込書	1号			—	—	—
集合住宅、先行等一括申込一覧表	1号別表	要・不要		—	—	—
㊦ 公道部分工事申込書(メータ以後の施工業者と異なる場合)	31号	要・不要		—	—	—
建築確認通知書	—	要・不要				
又は家屋評価証明書(既設家屋で水道使用中の場合は不要)	—	要・不要				
又は給水使用目的届	2号	要・不要				
既設給水装置使用申請書 (井戸ポンプ利用の給水管等をそのまま使用する場合)	7号	要・不要		—	—	—
井水設備併用承認申請書	8号	要・不要		—	—	—
給水工事管理図【設計図】	18号			—	—	—
土地使用承諾書 (給水装置を他人の土地に設置する場合または、道路認定前の整理内道路を掘削する場合)	3号	要・不要		—	—	—
先行工事念書	11,12号	要・不要		—	—	—
受水槽図面(受水槽)を設置する場合	—	要・不要		—	—	—
受水槽誓約書(住宅以外で受水槽を設置しない場合)	9号	要・不要		—	—	—
日最大・時間最大の使用水量及び算定根拠 (メータ口径を決めるために必要。なお、専用住宅は不要)	—	要・不要		—	—	—
開発行為許可の写 (開発行為により配水管又は給水管布設申込を行う場合)	—	要・不要		—	—	—
配水管布設工事申込書(配水管のみを布設する場合)	13号	要・不要		—	—	—
浄水器、活水器設置誓約書 (給水用具としての浄水器、活水器を設置する場合)	40号	要・不要		—	—	—
集合住宅の場合	集合住宅、先行等一括申込一覧表(各個検針の場合)	1号別表	要・不要		—	—
	各個メータ設置申請及び設置条件承諾書 (受水槽給水または遠隔メータの場合)	10号 10-2号	要・不要		—	—
	水道料金支払保証書(賃貸の場合)	4号	要・不要		—	—
	管理人設置(変更)届(一個給水は不要)	6号	要・不要		—	—
	一個給水誓約書(一個給水の場合)	5号	要・不要		—	—
	工事仕様書	—	要・不要		—	—
	パイプシャフト内部の配管図 (パイプシャフト内にメータを設置する場合)	—	要・不要		—	—
	遠隔系統図(遠隔メータの場合)	—	要・不要		—	—
	各個検針維持管理念書(集合住宅等用) (一個給水は不要)	37号	要・不要		—	—
	製作図承認申出書(受水槽給水の場合)	44号	要・不要		—	—
	各個検針・各個徴収に関する特別契約書(2部) (受水槽給水または遠隔メータの場合)	30号 30-2号	要・不要		—	—
	直結増圧給水・中高層建物直結給水 回答書の写し	中高層2号 増圧2号	要・不要		—	—
	既設給水設備調査報告書(貯水槽給水から直結増圧給水又は中高層建物直結給水へ改造の場合)	中高層3号 増圧3号		—	—	
	定期点検業者選任(変更)届(直結増圧給水の場合)	増圧4号	要・不要		—	—
各階各戸(パイプシャフト室内)出来形管理報告書 (パイプシャフト内にメータを設置する場合)	38号	要・不要		—	—	
集合住宅通水検査表 (PS内は各個メータ・保温カバー・部屋番の名札等取付後、全戸の写真提出)	23号	要・不要		—	—	
道路占用取得依頼書・保安設備図・道路使用許可申請書 *着手の2週間~1ヵ月前(道路管理者により異なる)	17号	要・不要		—	—	
公道工事施工FAX連絡表(公道、区画整理内の掘削工事がある場合)	33号	要・不要		—	—	
給水工事(完了・仮完了・仮給水)届	16号			—	—	
仮給水願い(仮給水届とセットで提出)	25号	要・不要		—	—	
給水工事本完了届(仮完了、仮給水から本完了にする場合)	26号	要・不要		—	—	
舗装復旧依頼報告書 ●完了後写真提出 (舗装復旧を舗装業者へ依頼する場合)	43号	要・不要		—	—	
給水工事管理図(完了図の写し)(仮完了または仮給水の場合)	18号	要・不要		—	—	
給水工事管理図【完了図】	18号			—	—	
屋内検査報告書	21号	要・不要		—	—	
給水装置工事検査表	20号			—	—	
工事写真 ●別添項目をチェックし、写真台帳に添付	—			—	—	
検査手直し報告書(指示票が出た場合)	28号	要・不要		—	—	
再検査願い書(再検査の場合)	32号	要・不要		—	—	
事前メータ出庫願い書	34号	要・不要		—	—	
大口径メータ出庫願い書(メータφ50mm以上の場合)	19号	要・不要		—	—	

★給水装置工事設計・施工基準 第2章 給水承認工事提出書類参照のこと

給水装置工事写真提出確認票

受付番号 _____

	内容	施工状況	業者 確認	受付 確認	指示 票
道 路 部 分 （ 写 真 2 部 提 出 ）	1 保安設備	工事看板（必ず施工日・道路管理者名・占用許可番号を記入した文字が分かるように撮影）			
		片側交互通行、通行止等の看板			
		誘導員			
		迂回路案内			
	2 施工前	工事前の道路状況			
	3 舗装切断工	舗装カッター工			
	4 掘削状況	掘削状況			
	5 本管及び 分岐状況	本管：管種、口径、出幅、深度を黒板に記入し、スタッフを入れて撮影			
		分岐：①分岐部分 ②ロケーティングワイヤー取付 ③防食フィルム施工			
		分岐：サドル分水栓の穿孔くずを撮影（鋳鉄管（ドリル刃の使用を除く）、水道配水用ポリエチレン管、ビニル管、ポリエチレン管）			
分岐：防食コア挿入状況を撮影（鋳鉄管）					
6 分岐管	湧き水等による水替工（水中ポンプ等）の撮影				
	管種、口径、深度を黒板に記入し、スタッフを入れて撮影（浅埋部も） Φ30ミリ以上は、管表示テープを貼った状態を撮影				
7 埋戻転圧	管防護 管上山砂10cm 黒板に記入し撮影（たこ転圧状況も撮影）				
	土工仕様の資材により、20cm以下の転圧状況 黒板に記入し撮影				
	中間テープ				
	舗装下までの転圧 路盤工より20cmピッチで転圧した後を撮影 長久手市は路盤工より10cmピッチで転圧し、すべての転圧状況を撮影				
	横断工事の場合は、半断面ずつの転圧状況を撮影 みよし市は、覆工板不可（半断面工事が厳守）				
	プライムコート及びタックコートを塗付、加熱合材による仮復旧 （面積が確認できるようにスタッフ又は黒板を入れて撮影）				
	ラインがあれば、仮ラインも必要				
その他（道路部分）写真2部提出	8 撤去	分水キャップの止水確認写真と、本管上40cm（県道30cm）の中間テープ			
		分水キャップ施工後の防食フィルム施工の撮影			
		埋戻転圧は、7に準ずる			
		豊明市、日進市、長久手市、みよし市、東郷町、県道は、撤去管の写真が必要			
9 国道及び県道	所管する事務所、道路により、埋戻、中間テープ位置が異なるので、占用書類を確認して撮影				
10 舗装本復旧	自社施工 着手前、施工後、保安設備、切断工、路盤工、プライムコート、タックコート、 表層工（スタッフを入れる）、ライン工と黒板に記入し撮影（ライン施工中の写真も必要）				
	他社施工／業者名：				

(裏)

	内容	施工状況	業者 確認	受付 確認	指示 票
宅	11 一般	取出し位置 標示杭			
		先行有りは、給水管の圧着箇所保護(HI伸縮継手)			
		メータボックスの据え付け状況と蓋を開け、中が確認できるように撮影 止水栓にロケティングワイヤー取付、タグの取付、ユニットハンドルの取付(ボール 式止水栓を閉め、ユニットハンドルは“開”方向にして撮影)			
		通水状況、残留塩素確認			
		仮給水、仮完了は、仮設給水栓を設置			
地	12 集合住宅等	仕切弁(深度60cm)及びボックスの設置状況、緊結ボルトに保護テープ貼付、ロケー ティングワイヤーの取付			
		地付け各戸メータの場合 メータボックスの蓋を開け中が確認できるよう撮影 部屋番号が蓋に記入してある写真			
		パイプシャフト各戸メータの場合(完了検査後に提出) 扉を開けてメータ設置状況が確認できるよう撮影 止水栓に部屋番号を記した青色の名札を付けた写真、保温カバーの取付			
内	13 Φ30ミリ 以上のメータ	仕切弁(深度60cm)及びボックスの設置状況、緊結ボルトに保護テープ貼付、ロケー ティングワイヤーの取付			
		メータバイパスユニットとΦ50ミリ以上のメータボックスは、防護工の写真も要			
	14 先行工事	メータユニットの場合: 止水を閉め、ユニットハンドルが付いている状況を撮影			
止水止めの場合: キャップを取付					
先行取出し 標示杭					

集合住宅通水検査表

受付番号	—	～	—
ファイル番号	—	—	

指定工事業者名				検査日	年 月 日		
給水装置工事申込者名				建物名 ※			
給水方法	1 直結直圧 2 直結加圧 3 受水槽			メータ種類	1 平型 2 遠隔私設 3 平型私設		
給水戸数	一般= 戸、 単身= 戸、 その他()= 個						
親メータ	無・有 (口径 mm、 メータ番号、 【指針 m ³ 】)						
棟・ 部屋NO	口径	各個メータ番号 【指針】	通水検査場所 (□の中にチェックして下さい)				
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		
	mm	【 m ³ 】	1 流し台□	2 洗面台□	3 風呂場□	4 洗濯場□	
	mm	【 m ³ 】	5 トイレ□	6 結線確認□	7 その他 ()		

※ 建物名がまだ決まっていないときは、決定後速やかに、営業課へ報告のこと。

様式第23号 (その2)

棟・ 部屋NO	口径	各個メータ番号 【 指 針 】	通 水 検 査 場 所			
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	
	mm		1 流し台 <input type="checkbox"/>	2 洗面台 <input type="checkbox"/>	3 風呂場 <input type="checkbox"/>	4 洗濯場 <input type="checkbox"/>
		【 m ³ 】	5 トイレ <input type="checkbox"/>	6 結線確認 <input type="checkbox"/>	7 その他 ()	

仮 給 水 願 い

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

〒 ー

住所

申込者（給水装置所有者）

氏名

このたび家屋等を建築するにあたり、企業団に給水申込をしましたが、給水工事が完了していません。工事用に水を使用するにあたり、下記事項を遵守しますので仮給水をお願いします。

記

1. 仮給水期間中は、愛知中部水道企業団給水条例第 22 条の臨時用料金が適用された水道料金を支払います。
2. 未完了部分の給水装置は指定工事業者に施工させ、完了後は速やかに本完了としての手続きをとらせてます。
3. 完了検査が合格するまでの間は、臨時用料金が適用されても異議の申立ては行いません。

設置場所 _____

※ 仮給水期間中の請求書の送付先が、申込者（給水装置所有者）と異なる場合は次の欄に記入してください。

請求書送付先	〒 ー
	住所
	氏名
	電話

課長	補佐	主査	係	営業課

受付番号	—
ファイル番号	— —

給 水 工 事 本 完 了 届

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者名
住 所

氏 名

下記のとおり、完了しましたのでお届けします。

記

1	工 事 種 別	新設	改造	移設
※2	本 完 了 箇 所	① 屋内配管	② 舗装復旧	③ 撤去工事
3	設 置 場 所	(部屋番号)		
4	申 込 者 氏 名			
5	本 完 了 年 月 日	年 月 日		
6	主 任 技 術 者			
7	建設廃材の処理(該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 完了・仮完了・仮給水届時にチェック済み	<input type="checkbox"/> 仮 置	
		<input type="checkbox"/> 処理(マニフェストのコピーを添付すること)	<input type="checkbox"/> 廃材無し	
8	道路占用・道路使用の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	道路占用許可番号	
			道路使用許可番号	
		許可を得ている工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
9	備 考			

※2 = 該当は全て○を付けること(ただし、②は舗装依頼済の場合を除く)。

=②③の場合は、写真も添付すること。

検 査 日	指 針
	m ³

委託先記入	手数料の	
	入金確認者	

指 示 票 (控)

年 月 日

受付番号		担当者氏名	
指定工事業者		検査員氏名	
設置場所			
申込者			
指示事項・手直しの内容			
<div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; margin-bottom: 5px;"></div>			
<input type="checkbox"/> 月 日 までに修補し、着手前・後の写真を企業団へ提出してください。			
<input type="checkbox"/> 不合格(修補後に再検査)			
備考			

検査手直し報告書

年 月 日

受付番号		担当者氏名	
指定工事業者		修補完了日	年 月 日
設置場所			
申込者			
指示事項・手直しの内容			
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>			
備考			

各個検針・各個徴収に関する特別契約書（受水槽給水用）

（目 的）

第 1 条 愛知中部水道企業団（以下「甲」という。）と _____
 （以下「乙」という。）は、甲が設置を承認した受水槽以下の装置（遠隔指示装置を設置する場合は、こ
 れを含む。以下「導水装置」という。）における個別メータの検針、水道料金（以下「料金」という。）
 の徴収等について、次のとおり契約を締結する。

（対象物件）

第 2 条 対象物件は次のとおりとする。

所 在 地 _____

建 物 名 _____

（料金の算定及び徴収）

第 3 条 甲は、乙の設置した各居住者の子メータ（以下「子メータ」という。）を個別的に隔月ごとに検針
 し、愛知中部水道企業団給水条例（以下「給水条例」という。）第 22 条の定める区分を適用し料金算定
 を行う。

2 料金の徴収方法は、子メータごとに納入通知書又は口座振替によるものとする。

（未納の場合の措置）

第 4 条 甲は、入居者が料金を支払わないときは、督促をするものとする。

2 前項の督促をしてもなお支払わないときは、給水条例に基づき給水停止を行うものとし、乙はこれに
 協力するものとする。

（管理責任）

第 5 条 乙は、自己の責任において導水装置を維持管理するとともに、関係法令及び「各個メータ設置申
 請及び設置条件承諾書（受水槽給水用）」の定めにより、次の各号に定める事項を、自己の責任と負担に
 おいて実施し、速やかに甲に報告しなければならない。

（1） 1年以内ごとに1回の定期水質検査

（2） 1年以内ごとに1回の定期受水槽の清掃

（3） 子メータ前後の配管、止水栓、逆止弁等の修繕若しくは保温カバーの取付又は取替

（4） 子メータが検定期間満了（8年ごと）したときの取替又は破損等したときの修繕

（5） 遠隔指示の場合は、集中検針盤の取替（概ね 16 年ごと）又は故障時の修繕

2 導水装置から漏水等が生じて入居者等に被害を与えても、甲はその責めを負わないものとする。

3 子メータが企業団貸与の直読平型メータのものは、検定期間満了（8年ごと）時の子メータ取替につい
 ては、甲が実施するものとする。なお、取替時に、子メータ取替又はメータの維持管理に支障が生じた
 ときは、甲の指示に従い、乙は自費によりこれを改善するものとする。

（管理人の選定）

第 6 条 乙は、導水装置の維持管理、水道料金の納付、入居者への水道使用等に関する事項の周知等を行
 わせるため管理人を選定し、甲に届け出なければならない。

（届出義務）

第 7 条 乙は、次の各号に該当する場合は、それぞれに従い、甲に届け出なければならない。

（1） 管理人に変更が生じたときは速やかに届け出ること。

（2） 導水装置の増設、改造、撤去等をする場合は、あらかじめ届け出ること。

（3） 水道の使用者の氏名に変更があったときは、その日から 3 日以内に届け出ること。

（4） 水道の使用開始するとき又は中止するときは、その日の 7 日前までに届け出ること。

（5） オートロック装置を設置しているときは、検針等の支障とならないよう当該オートロック装置の
 解除方法を届け出ること。なお、オートロック装置の解除方法を変更したときも同様とする。

（親メータと子メータの差の負担）

第 8 条 甲は、甲が設置したメータ（以下「親メータ」という。）の使用水量が子メータの合計使用水量
 の 10%を超えた場合は、速やかに乙にその旨書面で通知するとともに、その差水量にかかる料金につい
 て、乙から徴収する。この場合において、1 m³当たりの単価は、給水条例第 22 条に定める使用料金単
 価の最高額を適用する。

（所有権の移転）

第 9 条 乙は、給水装置及び導水装置を売却しようとするときは、この契約条項について売却先に説明す
 るとともに、甲に売却先を売却する日までに報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受理した後、速やかに乙の売却先とこの契約を締結し直すものとする。

3 乙は、甲が前項の契約を締結するまでは、この契約事項を履行する責を負うものとする。

4 乙は、分譲集合住宅等の所有権の移転の場合、乙に代わってこの契約事項を履行できると甲が認めら
 れる者を定めるものとし、その者と甲がこの契約を締結し直すまでは、乙が契約事項を履行する責を負
 うものとする。

（契約の周知）

第 10 条 乙は、この契約の内容について入居者に周知徹底しなければならない。

（契約の解除）

第 11 条 甲は、乙がこの契約を履行しないときは、契約を解除することができる。この場合の料金算定は
 親メータのみによるものとする。

（契約の更新）

第 12 条 この契約の有効期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。ただ
 し、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも異議申し出がないときは、この期間を 1 年延長するも
 のとし、以後も同様とする。

なお、導水装置に該当しないこととなった場合は、該当しなくなった日をもってこの契約は終了する
 ものとする。

（協議決定事項）

第 13 条 この契約書、給水条例、同施行規則、「集合住宅等における各個検針・各個徴収に関する取扱い」
 及び「各個メータ設置申請及び設置条件承諾書（受水槽給水用）」に定めのない事項については、必要に
 応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々その 1 通を保有する。

年 月 日

住 所

甲

氏 名

Ⓜ

住 所

乙

氏 名

Ⓜ

各個検針・各個徴収に関する特別契約書
(直結直圧又は直結加圧給水の遠隔メータ用)

(目 的)

第 1 条 愛知中部水道企業団（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、甲が設置を承認した遠隔指示メータ（集中検針方式）による個別メータの検針、水道料金（以下「料金」という。）の徴収等について、次のとおり契約を締結する。

(対象物件)

第 2 条 対象物件は次のとおりとする。

所在地 _____

建物名 _____

(料金の算定及び徴収)

第 3 条 甲は、乙の設置した各居住者のメータ（以下「子メータ」という。）を個別的に隔月ごとに検針し、愛知中部水道企業団給水条例（以下「給水条例」という。）第 22 条の定める区分を適用し料金算定を行う。

2 料金の徴収方法は、子メータごとに納入通知書又は口座振替によるものとする。

(未納の場合の措置)

第 4 条 甲は、入居者が料金を支払わないときは、督促をするものとする。

2 前項の督促をしてもなお支払わないときは、給水条例に基づき給水停止を行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(管理責任)

第 5 条 乙は、自己の責任において、甲が設置したメータ（以下「親メータ」という。）を越えた後の給水装置を維持管理するとともに、関係法令及び「各個メータ設置申請及び設置条件承諾書（直結直圧又は直結加圧給水の遠隔メータ用）」の定めにより、次の各号に定める事項を、自己の責任と負担において実施し、速やかに甲に報告しなければならない。

- (1) 子メータ前後の配管、止水栓、逆止弁等の修繕若しくは保温カバーの取付又は取替
- (2) 子メータが検定期間満了(8年ごと)したときの取替又は破損等したときの修繕
- (3) 集中検針盤の取替(概ね 16 年ごと)又は故障時の修繕

2 乙が維持管理する給水装置から漏水等が生じて入居者等に被害を与えても、甲はその責めを負わないものとする。

(管理人の選定)

第 6 条 乙は、給水装置の維持管理、水道料金の納付、入居者への水道使用等に関する事項の周知等を行わせるため管理人を選定し、甲に届け出なければならない。

(届出義務)

第 7 条 乙は、次の各号に該当する場合は、それぞれに従い、甲に届け出なければならない。

- (1) 管理人に変更が生じたときは速やかに届け出ること。
- (2) 給水装置の増設、改造、撤去等をする場合は、あらかじめ届け出ること。
- (3) 水道の使用者の氏名に変更があったときは、その日から 3 日以内に届け出ること。
- (4) 水道の使用開始するとき又は中止するときは、その日の 7 日前までに届け出ること。
- (5) オートロック装置を設置しているときは、検針等の支障とならないよう当該オートロック装置の解除方法を届け出ること。なお、オートロック装置の解除方法を変更したときも同様とする。

(親メータと子メータの差の負担)

第 8 条 甲は、親メータの使用水量が子メータの合計使用水量の 10%を超えた場合は、速やかに乙にその旨書面で通知するとともに、その差水量にかかる料金について、乙から徴収する。この場合において、

1 m³当たりの単価は、給水条例第 22 条に定める使用料金単価の最高額を適用する。

(所有権の移転)

第 9 条 乙は、給水装置を売却しようとするときは、この契約条項について売却先に説明するとともに、甲に売却先を売却する日までに報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受領した後、速やかに乙の売却先とこの契約を締結し直すものとする。

3 乙は、甲が前項の契約を締結するまでは、この契約事項を履行する責を負うものとする。

4 乙は、分譲集合住宅等の所有権の移転の場合、乙に代わってこの契約事項を履行できると甲が認められる者を定めるものとし、その者と甲がこの契約を締結し直すまでは、乙が契約事項を履行する責を負うものとする。

(契約の周知)

第 10 条 乙は、この契約の内容について入居者に周知徹底しなければならない。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約を履行しないときは、契約を解除することができる。

(契約の更新)

第 12 条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも異議申し出がないときは、この期間を 1 年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議決定事項)

第 13 条 この契約書、給水条例、同施行規則、「集合住宅等における各個検針・各個徴収に関する取扱い」及び「各個メータ設置申請及び設置条件承諾書（直結直圧又は直結加圧給水の遠隔メータ用）」に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々その 1 通を保有する。

年 月 日

住 所

甲

氏 名

㊟

住 所

乙

氏 名

㊟

受付番号	ファイル番号
—	— —

本申込受付番号
—

(分) 公道部分工事申込書

愛知中部水道企業団 企業長 殿 申請年月日 年 月 日	申込者 (給水装置 所有者) 電話番号	フリガナ 住所 〒 — フリガナ 氏 名 ()
設置場所	市・町 (整理組合 ブロック)	引込管 有・無
工事種別	①新設 ②改造 ③仮設(6か月・1年) ④移設 ⑤その他	
取出口径	φ mm (メータ口径 φ mm)	
私(申込者)は、この度の給水工事の申込にあたり、本管布設(替)、分岐、宅地内給水管引込工事及び第一次止水栓設置までの公道部分の施行及び手続きについては、本申込とは別に、下記指定工事業者に委任いたします。		

随意契約施工承諾書 (特別給水承認工事にする場合は、記名・押印してください。)

この工事は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により、下記指定給水装置工事業者に随意契約(特別給水承認工事)で施工させることを承諾します。

氏 名 _____

舗装復旧	要・不要	占用・使用申請	要・不要	撤去工事	有・無	その他
------	------	---------	------	------	-----	-----

既設メータ	旧メータ番号	口径	φ mm	お客様番号
-------	--------	----	------	-------

申込受付指定工事業者	上記工事の手續きに関する一切の事項を受任しました。
主任技術者名	

備考	
----	--

- 注) 1 この申込書は、本申込と同時に提出して下さい。
 2 工事施工に際しては、本申込分とは別に、完了届の提出が必要です。
 3 工事を行う時は、本申込分施工業者とよく協議・調整をして下さい。

課長	補佐	主査	係

受付番号	—
ファイル番号	— —

再 検 査 願 い 書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者
住所

氏名

下記のとおり、手直しをしましたので再検査をお願いします。

記

1	工事種別	新設 改造 移設 仮設 消火栓 撤去 舗装先行
2	設置場所	(部屋番号)
3	申込者氏名	
4	主任技術者	
5	手直し箇所	別添「検査手直し報告書」のとおり。

- (備考) 1 再検査の際は、原則として主任技術者が立会いするものとする。
 2 指定工事業者は、前もって再検査手数料1,800円を納入すること。

委託先記入	手数料の入金確認者	
-------	-----------	--

工事施工日 年 月 日分

公道工事施工 FAX 連絡表			受付番号	—		
企業団担当課名			企業団担当者名			
施工業者名			記入者名			
申込者・工事名						
工事場所						
作業工種						
道路占用(使用)：許可を得ている工事期間			年 月 日 ~ 年 月 日			
許可条件	チェックポイント		内容記入欄			
	規制方法 ※○印にて		片側交互・通行止・			
	作業時間(昼間)		時 ~ 時			
	作業時間(夜間)		時 ~ 時			
	保安設備準備					
	迂回路看板設置(予告) ※通行止時		月 日	要・否		
	歩行者用通路確保		幅員 M	要・否		
	保安要員(ガードマン)		人	要・否		
	住民対策・広報		連絡家数 軒	口頭・チラシ		
注意事項	信号機・道路標識の視認性確保					
	地下埋設物等の有無		確認方法	協議・立会等の状況記入		
	ガス	有・無				
	NTT	有・無				
	中電	送電	有・無			
		配電	有・無			
	農水	有・無				
	下水	有・無				
許可証・資格証等の携帯		占用許可番号				
		使用許可番号				
作業開始前の現場安全教育方法						
連絡事項						
現場代理人氏名			連絡先			

- 注) 1 必ず工事施工前にFAXすること。
 2 日ごとにFAX(用紙を別に)すること。
 3 「作業工種」欄には、舗装カッター工、管布設に伴う土工、舗装本復旧等、具体的に記入すること。
 4 施工日を変更する場合、中止する場合も必ずFAX又は電話連絡をすること。
 5 必ず工事場所、区間のわかりやすい位置図をつけること。
 * 送り先:愛知中部水道企業団 給水課 FAX 0561-38-1427

受付番号

—

事前メータ出庫願い書

年 月 日

愛知中部水道企業団 企業長 殿

住所
指定工事業者
氏名

完了検査前ですが、下記について事前にメータの出庫をお願いします。
なお、メータ取付け後は速やかに工事を完了し、必要書類を添えて完了届を提出します。

記

設置場所	
申込者氏名	
口径	mm
出庫理由 (該当を○で囲む)	①メータ口径変更 ②井水切替
	③その他【理由】
メータ返却予定日	月 日
完了届提出予定日	月 日

※ メータの返却又は完了届の提出が遅れる場合は、必ず連絡すること。
完了届は、メータ出庫日から概ね 1 週間以内に提出すること。

	出庫月日	処理者
処理欄	/	

設 計 審 査 図 面 承 認 申 出 書

年 月 日

愛知中部水道企業団

次 長 殿

住 所

指定工事業者

氏 名

下記のとおり、設計図面を承認して下さい。

記

設 置 場 所	
申 込 者 (給水装置所有者)	
工 事 概 要	
添 付 書 類	設計図面
連 絡 先 (担 当 者)	
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

----- 以下、企業団処理欄 -----

次 長	専 門 監	課 長	担 当 課	起 案 者

受 付 印

別紙『設計審査図面承認書』（案）のとおり承認してよろしいか。
 なお、契約日及び工期については、入金後に決定し、記載します。

工 事 番 号
-

設 計 審 査 図 面 承 認 書

指定工事業者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
申込者(給水装置所有者)		

◆承認条件

工 事 名					
工事概要 《 設計図面=別添 》 (企業団改良 : 有 ・ 無)					
_____ _____ _____ _____ _____ _____					
道 路 種 別	土 工 タイ プ	舗 装 復 旧 の 形 態		交 通 規 制	
市 町 道 ・ 公 物	土工定規図参照	自社施工: 舗装復旧図参照		片側閉鎖 ・ 通行止	
県 道 ・ 国 道		他社施工: 開発業者 ・ 下水 ・ ガス ・		歩道閉鎖	
そ の 他 ()		その他 ()		その他 ()	
誘 導 員	提 出 書 類			そ の 他	
要 ・ 不 要					
種類 口径	メータ	引込管	メータBOX		
			鋳鉄	FRP	
φ mm	個	件	個	個	
φ mm	個	件	個	個	
φ mm	個	件	個	個	

年 月 日に申込みがありました設計審査工事の設計・施工は、愛知中部水道企業団「設計審査
 工事取扱要領」、「給水装置工事設計・施行基準」、「共通仕様書」、その他規定に基づき行ってください。
 なお、この承認条件は、実際の本管理設状況等により、変更を伴うことがありますのでご了承ください。

愛知中部水道企業団
 次長 ㊟

各個検針維持管理念書（集合住宅等用）

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

申込者（給水装置所有者）

住所：

氏名：

設置場所

この度、集合住宅等の建築にあたり、各個検針の給水装置工事申込をしますが、企業団の定めた給水装置管理区分（分界点。下記及び右管理分界点図参照）に従い、次に掲げる事項について誓約します。

なお、給水装置所有者又は維持管理者を変更する場合についても、この書面の内容を了知させることを誓約します。

- ① 本来私が維持管理すべき公道下から共用止水栓直後の逆止弁（受水槽給水若しくは直結加圧給水又は遠隔指示方式の場合は、親メータ直後の逆止弁）までの部分の給水装置については、所有地内の維持管理上必要な行為について承諾しますので、その維持管理をお願いします。
- ② 公道に配水管及び付属施設（給水装置部分を除く。）を布設等する場合は、工事完了後に全て企業団に無償で移管しますので、その維持管理をお願いします。
- ③ 管理分界点以降で漏水等事故が発生した場合、企業団の指示に従い、自己の責任と自費をもって速やかに修繕します。なお、企業団が必要と認めた場合は、企業団が修繕することを認めるとともに、修繕に要した費用は全額私が負担します。

なお、給水装置には該当しない止水栓ボックス、メータボックス等私所有の構造物についても、私の責任と費用をもって、維持管理及び破損時等の修繕を行います。

記

給水装置工事設計・施行基準(抜粋)

(管 理)

第7条 給水装置の管理の主体責任は所有者又は使用者にあり、善良な管理責任を負う。

2 給水装置の分界点は、次のとおりとする。

(1) 管理分界点

ア 宅地内に企業団貸与の水道メータ（以下「メータ」という。）を1個設置する場合 メータユニットの下流側又はメータ直後の逆止弁

ただし、先行引込みを行う場合は、開閉防止型ボール式止水栓又はメータユニットの下流側とする。

イ 直結直圧給水をする集合住宅等で、1給水引込みに複数のメータを設置する必要を認めた場合

共用止水栓（3階直圧給水の場合は、共用止水栓直後の逆止弁）

ウ 水槽その他水道水をためることを目的とした設備（以下「受水槽」という。）を有する集合住宅等で、1給水引込みに複数のメータを設置する必要を認めた場合

親メータ直後の逆止弁

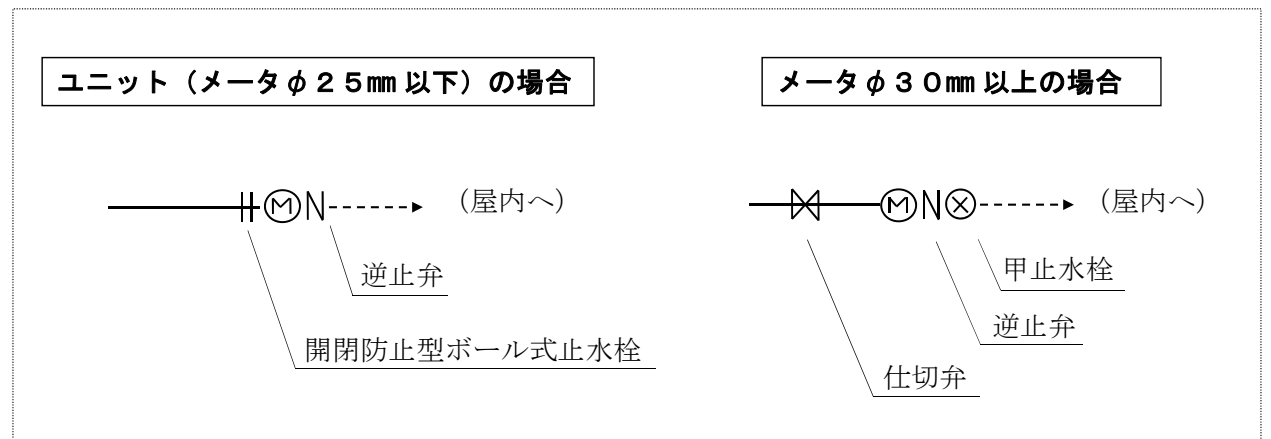
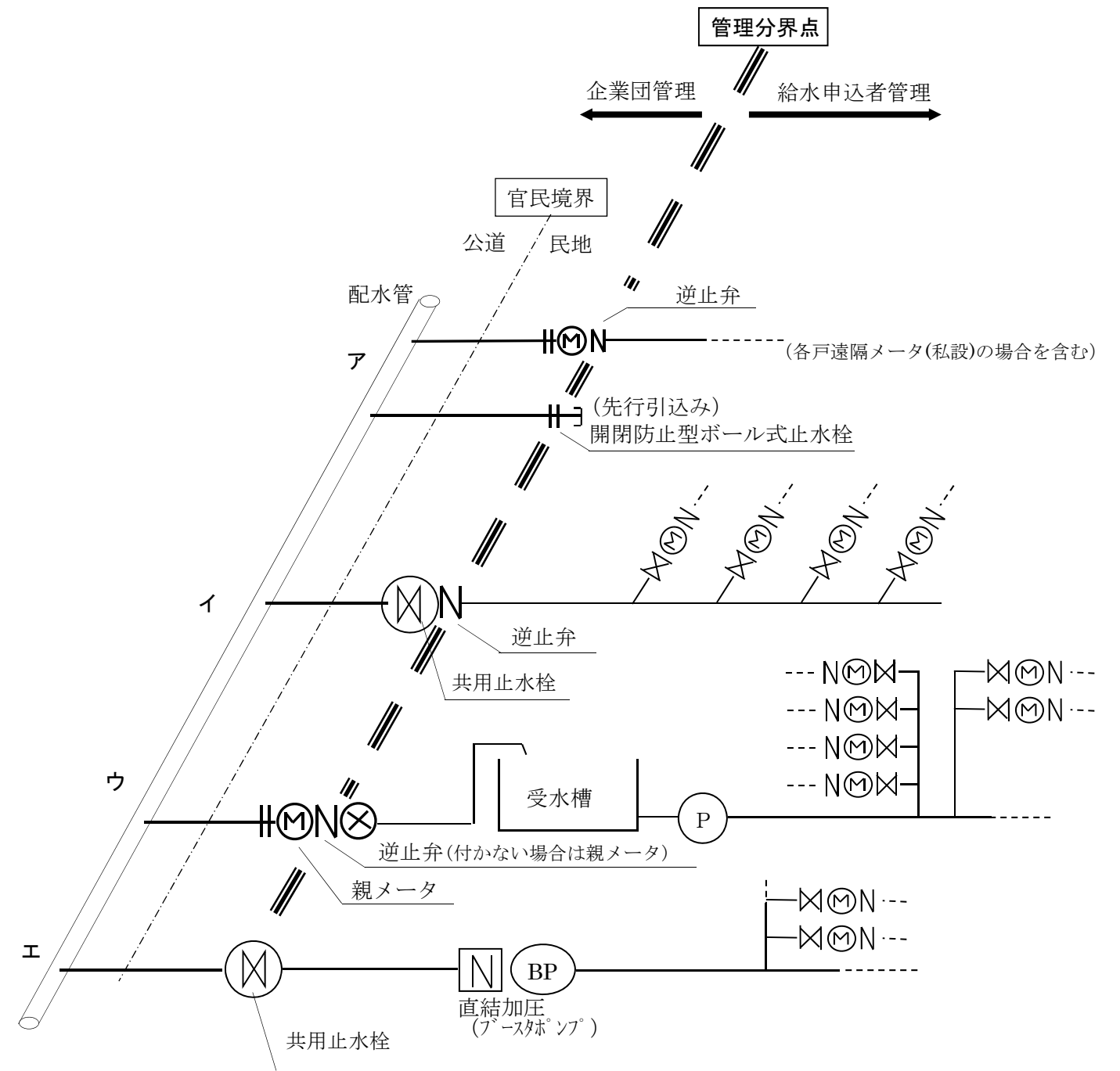
エ 親メータがない直結加圧給水の集合住宅等の場合 共用止水栓

(2) 給水装置と導水装置との分界点 受水槽給水口

(3) 水質責任分界点 給水栓

ただし、受水槽を有するものについては、受水槽給水口とする。

管理分界点図



受付番号 —

各階各戸(パイプシャフト室内)出来形管理報告書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者

主任技術者

下記のとおり、検査をしましたので報告します。

なお、工事内容と相違した場合、又は不適合があった場合は当社が責任を持って手直します。

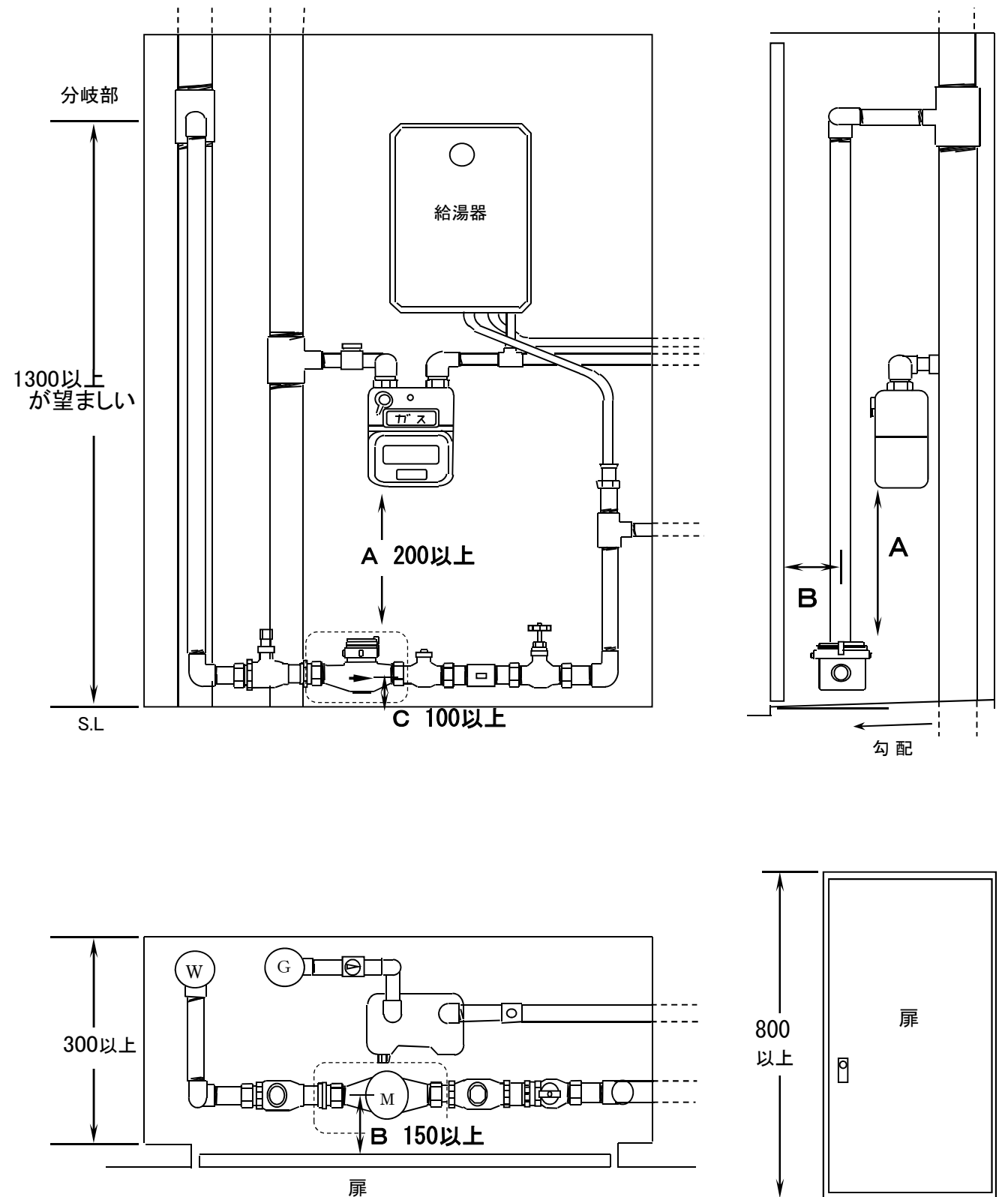
記

申込者氏名											建物名		
設置場所													
給水方法	直結直圧・直結増圧・受水槽						給水戸数	ファミリー	戸・单身	戸・その他	戸		
検査年月日	年 月 日						監督員確認						

基準 寸法	A 200以上		B 150以上		C 100以上								実施箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入		
	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
部屋番号													<input type="checkbox"/> ボール式止水栓	<input type="checkbox"/> 間隔棒	
													<input type="checkbox"/> 甲止水栓及び逆止弁	<input type="checkbox"/> 識別札	<input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号													<input type="checkbox"/> ボール式止水栓	<input type="checkbox"/> 間隔棒	
													<input type="checkbox"/> 甲止水栓及び逆止弁	<input type="checkbox"/> 識別札	<input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号													<input type="checkbox"/> ボール式止水栓	<input type="checkbox"/> 間隔棒	
													<input type="checkbox"/> 甲止水栓及び逆止弁	<input type="checkbox"/> 識別札	<input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号													<input type="checkbox"/> ボール式止水栓	<input type="checkbox"/> 間隔棒	
													<input type="checkbox"/> 甲止水栓及び逆止弁	<input type="checkbox"/> 識別札	<input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号													<input type="checkbox"/> ボール式止水栓	<input type="checkbox"/> 間隔棒	
													<input type="checkbox"/> 甲止水栓及び逆止弁	<input type="checkbox"/> 識別札	<input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号													<input type="checkbox"/> ボール式止水栓	<input type="checkbox"/> 間隔棒	
													<input type="checkbox"/> 甲止水栓及び逆止弁	<input type="checkbox"/> 識別札	<input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号													<input type="checkbox"/> ボール式止水栓	<input type="checkbox"/> 間隔棒	
													<input type="checkbox"/> 甲止水栓及び逆止弁	<input type="checkbox"/> 識別札	<input type="checkbox"/> 防護措置

パイプシャフト内標準図

- ・メータユニットを設置しない場合
- ・旧タイプで設置したメータを口径変更する場合



受付番号 —

各階各戸(パイプシャフト室内)出来形管理報告書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者

主任技術者

下記のとおり、検査をしましたので報告します。

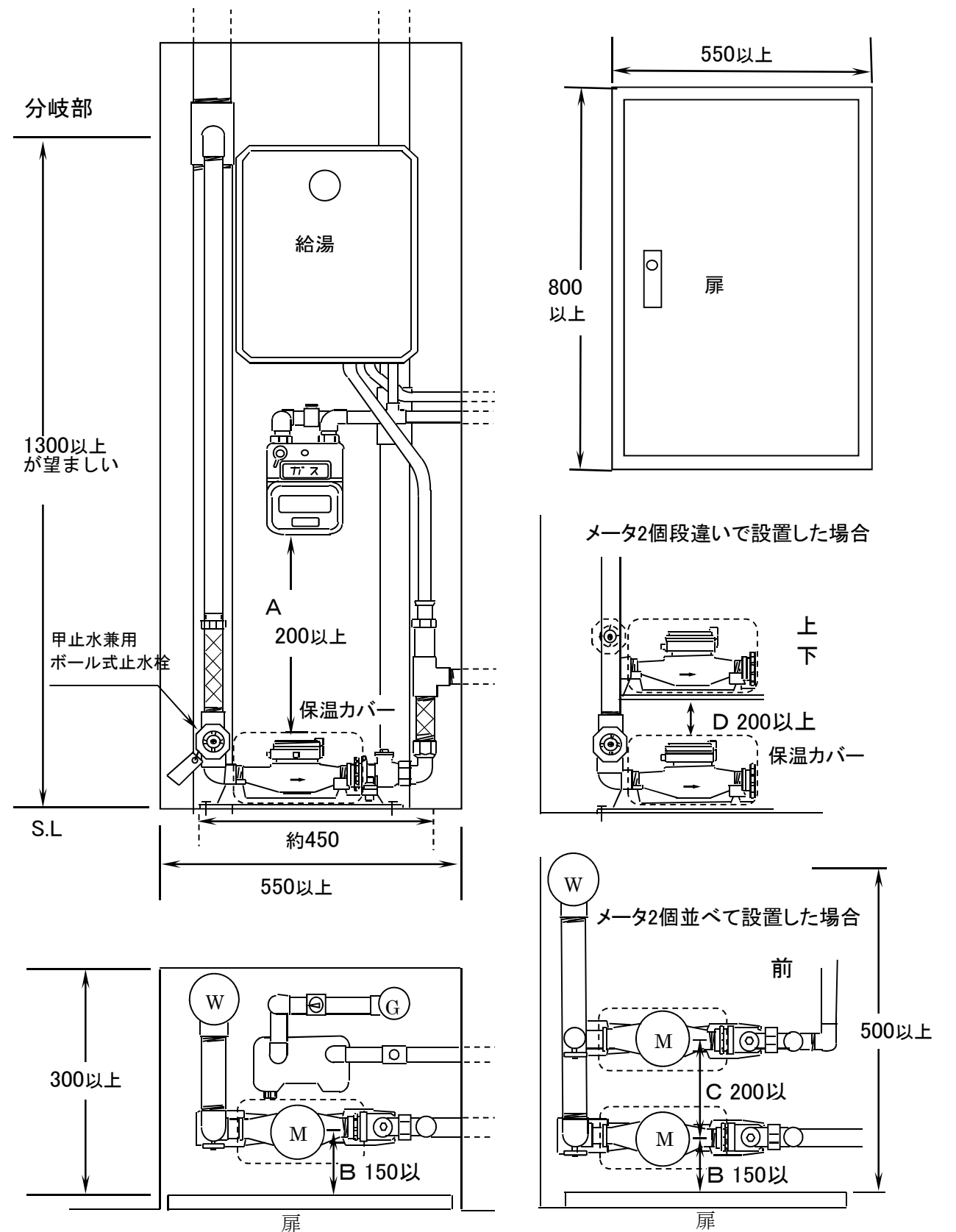
なお、工事内容と相違した場合、又は不適合があった場合は当社が責任を持って手直します。

記

申込者氏名											建物名					
設置場所																
給水方法	直結直圧・直結増圧・受水槽										給水戸数	ファミリー 戸・単身 戸・その他 戸				
検査年月日	年 月 日										監督員確認					

基準 寸法	A 200以上		B 150以上		C 200以上		D 200以上						実施箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入
	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置
部屋番号	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	設計	実測	<input type="checkbox"/> 甲止水栓兼用ボール式止水栓 <input type="checkbox"/> 間隔棒 <input type="checkbox"/> 識別札 <input type="checkbox"/> 防護措置

パイプシャフト内メータユニット設置標準図 (例 φ20mm)



浄水器、活水器設置誓約書（受水槽以下用）

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

(導水装置所有者)

住所

氏名

この度、受水槽以下の給水設備（以下「導水装置」という。）部分に、浄水器（又は活水器）を設置するにあたり、次に掲げる事項について誓約します。

なお、導水装置の所有者を変更する場合は、私が本誓約書の内容を継承させます。

◆誓約事項

- ・ 導水装置所有者（申込者）の責任において、水質を管理します。
- ・ 浄水器（又は活水器）メーカーの仕様、説明書等に基づき掃除、点検整備等を行います。
- ・ 水道の使用者、居住者に対し、浄水器（又は活水器）取扱い上の注意、説明を行います。
- ・ 浄水器（又は活水器）の使用を止めたときは、撤去するとともに所定の様式（様式第 41 号）で企業団に報告します。

記

設置場所

建物名称

メンテナンス会社

住所

氏名

電話：

※注意 1：所有者も、この誓約書の控えを必ず保管してください。

注意 2：「添付書類」 ①カタログ ②清掃、点検及び取替え方法説明書（③給水用具の
認証登録証の写し）

企業団処理：写し渡



浄水器、活水器設置誓約書（直結給水用）

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

(給水装置所有者)

住所

氏名

この度、給水管直結部分に、浄水器（又は活水器）を設置するにあたり、次に掲げる事項について誓約します。

なお、給水装置の所有者を変更する場合は、私が本誓約書の内容を継承させます。

◆誓約事項

- ・ 給水装置所有者（申込者）の責任において、直結する蛇口における遊離残留塩素が水道法施行規則に規定する 0.1 mg/l 以上を保つよう、水質を管理します。
- ・ 浄水器（又は活水器）は、(公社)日本水道協会認証品等給水装置の認証品とし、メーカーの仕様、説明書等に基づき掃除、点検整備等を行います。
- ・ 浄水器（又は活水器）を通過した水が、逆流しないよう指定の逆流防止器を設置します。
- ・ 集合住宅の場合又は別に使用者がいる場合は、水道の使用者、居住者に対し浄水器（又は活水器）取扱い上の注意点、説明を周知します。
- ・ 浄水器（又は活水器）の使用を止めたときは、撤去するとともに所定の様式（様式第 41 号）で企業団に報告します。

記

設置場所

建物名称

メンテナンス会社

住所

氏名

電話：

※注意 1：所有者も、この誓約書の控えを必ず保管してください。

注意 2：「添付書類」 ①給水用具の認証登録証の写し ②カタログ ③清掃、点検及び取替え方法説明書

企業団処理：写し渡



浄水器、活水器使用止め・撤去報告書

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

(給水装置所有者)

住所

氏名

この度、下記について浄水器（又は活水器）の使用を止め、撤去しましたので報告いたします。

記

設置（撤去）場所

建物名称・部屋番号

(集合住宅等で個々に設置してある場合は、部屋番号まで記入してください。複数記入可)

給水装置工事概算設計願い書（先行取出し有り）

年 月 日

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者

給水装置工事の申込みにあたり、現地を事前調査したところ下記の状況及び添付写真のとおり給水取出し管（先行取出し管）があり、道路での掘削工事が不要であることから給水装置工事設計・施行基準第 28 条「メータ等の設置基準」を遵守して施工しますので、現地見積り作業（企業団担当者同行）を省略して給水装置工事の概算設計をお願いします。

なお、下記の内容と相違し変更が生じたときは当方が責任をもって対処します。

記

1 設置場所

2 申込者氏名

	事前調査事項	現地状況			備考
1	取出し管材質・口径	材質	口径φ mm		
2	止水栓の種類	・ボール式止水栓・メータユニット・その他			取替え：要・不要
3	ベンドの有無	ショート	有	無	
		ロング			
4	ロケータインクワイヤー	・有	・無		
5	取出し標示杭	・有	・無		
6	取出し位置	道路側より申請地に向かって左・右より m			
7	通水状況	・良い	・悪い	・全くでない	
8	残留塩素確認	・有	・無		
9	その他				

* 企業団指示事項

舗装復旧依頼報告書

年 月 日

- 1 工 事 名 給水申込みに伴う舗装復旧工事
- 2 舗装復旧箇所
- 3 給水受付番号
- 4 占用工事許可期間 年 月 日から
 年 月 日まで

上記の給水申込みに伴う舗装復旧工事の施工については、愛知中部水道企業団給水装置工事設計・施行基準の規定を遵守のうえ舗装業者へ依頼し占用工事許可期間内に完了させるとともに、舗装復旧完了までの間、当社が責任をもって管理します。

愛知中部水道企業団企業長 殿

指定工事業者

舗装施工業者

製 作 図 承 認 申 出 書

年 月 日

愛知中部水道企業団次長 殿

住 所
指定工事業者
氏 名

下記の工事に関する図面を承認してください。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 添付書類 製作図面 部